

地方選挙要覧

〈令和 2 年版〉

監修 選挙制度研究会

国政情報センター

第1章 選挙のしくみ

制度の基本	選挙の種類 10
	選挙区の区割り と定数（都道府県）..... 11
	選挙区の区割り と定数（市・特別区）..... 11
	選挙区の区割り と定数（町村） 11

第2章 立候補するまで

立候補前の活動	 14
禁止される行為	事前運動の禁止 16
	一定期間内の政治活動用ポスターの禁止 17
	候補者等による年賀状などの挨拶状の禁止 17
	挨拶を目的とする有料広告の禁止 17
禁止されない行為	選挙期間前の政治活動 18
	立札・看板などの掲示の制限 19
	社交的行為 20
	立候補の準備行為 20
	候補者の選考会・推薦会 20
	立候補のための瀬踏行為 21
	政党の公認や団体の推薦を得る行為 21
	選挙運動の準備行為 22

第3章 立候補

立候補の条件	被選挙権 26
	公務員等の立候補制限 28
	連座制による立候補制限 29
	供託金 30
	供託金の届出 31
立候補の届出	立候補届出期間 34
	届出先 34
	立候補届出に必要なもの 34
	立候補届出書または推薦届出書 35
	宣誓書 38
	所属党派（政治団体）証明書 38
	通称認定申請書 38
その他の届出	立候補の辞退届 44
	開票立会人・選挙立会人の届出 44

第4章 選挙運動

禁止される行為など	選挙運動期間50
	選挙運動の規制51
	選挙事務関係者の選挙運動の禁止51
	特定公務員の選挙運動の禁止51
	年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止51
	選挙犯罪者等の選挙運動の禁止52
	公務員等の地位利用による選挙運動の禁止52
	公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止53
	教育者の地位利用による選挙運動の禁止54
	戸別訪問の禁止55
	署名運動の禁止56
	人気投票の公表の禁止56
	飲食物の提供の禁止57
	氣勢を張る行為の禁止57
	連呼行為の禁止58
	休憩所等の設置の禁止58
認められる選挙手段	選挙事務所（設置・表示）59
	選挙事務所（異動・閉鎖）63
	選挙事務所（弁当の提供）65
	自動車・船舶67
	拡声機69
	選挙運動用葉書（枚数）70
	選挙運動用葉書（使用方法）71
	選挙運動用ビラ73
	インターネット（ウェブサイト等）74
	インターネット（電子メール）76
	選挙運動のための有料インターネット広告78
	ポスター・立札・看板等79
	選挙運動用ポスター（都道府県知事選挙の場合）80
	選挙運動用ポスター（知事以外の選挙の場合）81
	個人演説会告知用ポスター83
	新聞広告85
	選挙公報86
	個人演説会（開催手続きなど）87
	個人演説会（演説会場）90
	街頭演説91
	特殊乗車券93
	政見放送94
	経歴放送95
	その他97
選挙運動費用	実費弁償（選挙運動員）98
	実費弁償（労務者）99
	報酬（労務者）99
	報酬（選挙運動のために使用する者）100
	法定制限額102
	出納責任者104
	会計帳簿108
	会計帳簿の記載項目110
	選挙運動費用収支報告書114

第5章 選挙運動期間中の政治活動

選挙ごとの規制	選挙ごとの規制……………120
	規制を受けない選挙……………121
	規制を受ける選挙……………122
規制を受ける政治活動	政談演説会……………124
	街頭政談演説……………126
	政治活動用自動車……………127
	拡声機……………127
	ポスター……………128
	立札・看板など……………129
	ビラ……………130
	機関紙誌……………131
	連呼行為……………132
	公共の建物での文書図画の頒布……………133
	特定の候補者の氏名の記載……………133
	政治活動用ポスターの撤去……………133

第6章 当選

当選に関する注意	法定得票数……………136
	供託金の没収……………136
	請負業者の届出……………137
	兼職禁止の職にある者の届出……………137
	選挙期日後の挨拶行為……………137
当選の無効	当選の無効……………138
	候補者の違反行為による当選無効……………138
	連座制Ⅰ（総括主宰者・出納責任者・地域主宰者）……………139
	連座制Ⅱ（親族・秘書）……………140
	連座制Ⅲ（組織的選挙運動管理者等）……………141

第7章 寄附

寄附の禁止	候補者等の寄附の禁止……………146
	候補者等を名義人とする寄附の禁止……………148
	寄附の勧誘・要求の禁止……………148
	候補者等の関係会社等の寄附の禁止……………149
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止……………150
	後援団体に関する寄附の禁止……………150
	地方公共団体と特別の関係にある者の寄附の禁止……………151
政治資金規正法による寄附の制限	個人の寄附の制限……………153
	会社などの団体の寄附の制限……………154
	政治団体間の寄附の制限……………154

第8章 主な罰則一覧

買収罪	普通買収罪（事前買収）……………160 利害誘導罪……………160 事後報酬供与罪（事後買収）……………161 利益收受および要求罪……………161 買収目的交付罪……………162 買収周旋勧誘罪……………162 選挙事務関係者等の買収罪……………163 候補者等の買収罪……………163 多数人買収罪・多数人利害誘導罪・常習的買収罪……………164 新聞紙・雑誌の不法利用罪……………164 候補者や当選人に対する買収罪……………165 買収等によって得た利益の没収……………165
おとり罪・寝返り罪	おとり罪……………166 寝返り罪……………166
選挙妨害罪	選挙の自由妨害罪……………167 職権濫用による選挙の自由妨害罪……………167 多衆の選挙妨害罪……………168 虚偽事項公表罪……………168 政見放送・選挙公報の不法利用罪……………169 氏名等の虚偽表示罪……………169
投票に関する罪	投票の秘密侵害罪……………170 投票干渉罪・氏名等認知罪……………170 投票箱開披・投票取出罪……………170 選挙人の虚偽宣言罪……………171 不正投票罪……………171 投票偽造・増減罪……………171 詐偽登録罪……………172 代理投票における記載義務違反……………172
選挙の平穏を害する罪	選挙事務関係者・施設等に対する暴力罪……………173 凶器携帯罪……………173 選挙犯罪のせん動罪……………173
選挙報道・評論に関する罪	新聞紙・雑誌が選挙の公正を害する罪……………174 選挙放送などの制限違反……………174

その他の選挙犯罪	選挙運動の期間制限違反175 挨拶を目的とする有料広告の禁止違反175 立候補に関する虚偽宣誓罪175 選挙事務関係者の選挙運動の禁止違反176 特定公務員の選挙運動の禁止違反176 教育者の地位利用による選挙運動の禁止違反176 年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止違反177 選挙犯罪者等の選挙運動の禁止違反177 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反177 戸別訪問の禁止違反178 署名運動の禁止違反178 人気投票の公表の禁止違反178 飲食物の提供の禁止違反179 氣勢を張る行為の禁止違反179 連呼行為の禁止違反179 休憩所等の設置の禁止違反180 選挙事務所の制限違反180 自動車・船舶・拡声機の制限違反181 選挙運動用葉書の制限違反181 選挙運動用ビラの制限違反182 選挙運動用電子メール等の制限違反182 選挙運動のための有料インターネット広告の制限違反182 文書図画（ポスター・立札・看板等）の制限違反183 新聞広告の制限違反184 新聞紙・雑誌の報道評論の自由違反184 特殊乗車券の制限違反184 個人演説会・街頭演説の制限違反185 選挙期日後の挨拶行為の制限違反185 選挙費用の法定額違反186 収入支出に関する規制違反186 選挙期間中の政治活動の規制違反187
寄附の制限違反罪	候補者等の寄附の禁止違反188 候補者等を名義人とする寄附の禁止違反188 候補者等の関係会社等の寄附の禁止違反189 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止違反189 地方公共団体と特別の関係にある者の寄附の禁止違反189 後援団体に関する寄附の禁止違反190 寄附の勧誘・要求の禁止違反191 寄附の量的制限違反（政治資金規正法）192 寄附の質的制限違反（政治資金規正法）193
公民権停止	公職選挙法・政治資金規正法違反194
当選無効と立候補制限	公職選挙法違反195

図表

政治活動と選挙運動の違い	14
禁止される主な行為	15
禁止されない主な行為	15
選挙運動の対策（参考）	23
連座制の対象者・要件・効果	144
会社の寄附の年間限度額	155
労働組合・職員団体の寄附の年間限度額	156
その他の団体の寄附の年間限度額	157
政党・政治団体への政治資金の流れ	158
政治家個人への政治資金の流れ	158

様式と記載例

供託書（候補者本人による現金供託の場合）	32
供託書（推薦届出人による現金供託の場合）	33
立候補届出書（本人届出の場合）	36
推薦届出書（推薦届出の場合）	37
宣誓書	39
所属党派証明書	40
通称認定申請書	41
推薦届出承諾書	42
選挙人名簿登録証明書	43
候補者辞退届出書	45
開票（選挙）立会人となるべき者の届出書	46
立会人となるべきことの承諾書	47
選挙事務所設置届（候補者本人の設置の場合）	61
選挙事務所設置承諾書（推薦届出者の設置の場合）	62
推薦届出者代表者証明書	62
選挙事務所異動届	64
個人演説会（公営施設使用）開催申出書	89
候補者経歴書	96
出納責任者選任届	106
出納責任者異動届	107
会計帳簿（収入簿）	112
会計帳簿（支出簿）	113
領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	115
振込明細書に係る支出目的書	116
選挙運動費用収支報告書	117・118

I

選挙の
しくみ

制度の基本

選挙の種類

ポイント

▶ 地方選挙には、次のような種類があります。

選挙の種類	
都道府県の知事選挙	都道府県議会の議員選挙
指定都市の市長選挙	指定都市議会の議員選挙
指定都市以外の市長選挙	指定都市以外の市議会の議員選挙
特別区の区長選挙	特別区議会の議員選挙
町村長選挙	町村議会の議員選挙

▶ 指定都市とは、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、福岡、北九州、熊本の20都市です。

〔地方自治法252条の19関係〕

▶ 特別区とは、東京都の23区です。

〔地方自治法281条関係〕

選挙区の区割りと定数（都道府県）

ポイント

- ▶ 都道府県議会の議員選挙は、原則として、1つの市の区域、1つの市と隣接する町村を合わせた区域、隣接する町村を合わせた区域を基本として条例で定めることとなります。なお、指定都市の場合は、当該指定都市の区域を2以上の区域に分けた区域（ただし、原則として、区の区域は分割しない）が基本となります。

〔公職選挙法15条関係〕

- ▶ 定数は、都道府県の条例により定められることとなります。

〔地方自治法90条関係〕

選挙区の区割りと定数（市・特別区）

ポイント

- ▶ 市・特別区議会の議員選挙は、原則として、市の全域・区の全域が1つの選挙区となります。
ただし、指定都市の議会の議員選挙は行政区の区域が選挙区となります。

〔公職選挙法15条関係〕

- ▶ 定数は、市・特別区の条例により定められることとなります。

〔地方自治法91条・283条関係〕

選挙区の区割りと定数（町村）

ポイント

- ▶ 町村議会の議員選挙は、原則として、町村の全域が1つの選挙区となります。

〔公職選挙法15条関係〕

- ▶ 定数は、町村の条例により定められることとなります。

〔地方自治法91条関係〕

Ⅱ

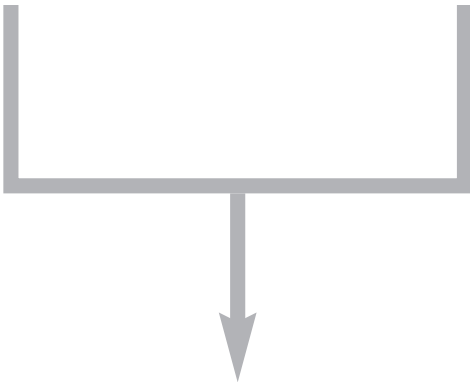
立候補
するまで

立候補前の活動

政治活動と選挙運動の違い

一般的に政治活動と呼ばれる活動の中には特定の候補者を当選させるために行う選挙運動に該当する活動も含まれる場合が多く見受けられます。

そこで、公職選挙法では、政治活動と選挙運動を明確に区別するために、政治活動を「政治上の目的をもって行われるすべての行為から、選挙運動に該当する行為を除いた一切の行為」としています。



したがって、政治活動のうち選挙運動に該当する政治活動は、公職選挙法では政治活動としてではなく、選挙運動としての規制をうけることになります。

禁止される主な行為

事前運動

立候補届出前の選挙運動をいいます。選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者を当選させるために、直接または間接に働きかける行為をいいます。

一定期間内のポスター掲示

選挙運動に該当しない政治活動でも、選挙の前一定期間は公職の候補者等の政治活動のために使用するポスターの掲示は禁止されています。立札や看板についても、地方選挙の種類に応じて制限されています。

禁止されない主な行為

政治活動

政治上の主義や施策を推進・支持したり、公職の候補者を推薦・支持したりすることなどを目的として行う活動のうち、選挙運動に当たらないものをいいます(一定期間内に掲示する政治活動のためのポスターなどを除く)。

立候補準備行為

立候補予定者が選挙区内の人の支持をあらかじめ調査する行為(瀬踏行為)、政党の公認を求める行為、推薦会の開催行為などをいいます。

選挙運動準備行為

選挙運動費用の調達、選挙運動員の任務の割り振り、選挙事務所や個人演説会場の借入れの内交渉、看板の作成やポスターの印刷などをいいます。

社交的行為

年賀や暑中見舞など、通常の時期に通常の方法で行われる社交的な行為をいいます(候補者が選挙区内の人に挨拶状を出すことは答礼のための自筆によるものの以外は禁止されています)。

出納責任者

ポイント

罰則▶P186

▶ 出納責任者とは、選挙運動の収支について、いっさいの責任と権限をもつ人をいいます。候補者は、立候補届出をした後すぐに、出納責任者1人を選任して選挙管理委員会に届け出なければなりません。出納責任者の選任届出をしないうちに、出納責任者が寄附を受けたり支出をすることはできません。

▶ 出納責任者を選任するには、次の4つの方法があります。

- ① 候補者が自分で出納責任者となる
 - ② 候補者が他の人を出納責任者に選任する
 - ③ 推薦届出者が候補者の承諾を得て、自分が出納責任者となる
 - ④ 推薦届出者が候補者の承諾を得て、出納責任者を選任する
- いずれの場合にも、候補者または推薦届出者は、出納責任者選任届（P106参照）を選挙管理委員会に提出しなければなりません。推薦届出者が出納責任者を決める場合（③④）には、さらに候補者の承諾書を提出しなければなりません。
- また、自分以外の人を出納責任者に選任する場合（②④）には、選任者は、出納責任者が支出できる金額の最高額を定め、出納責任者と共に文書に署名押印しなければなりません。

〔公職選挙法180条関係〕

▶ 出納責任者に解任や辞任などの異動があったときは、出納責任者の選任者は、すぐに出納責任者異動届（P107参照）を選挙管理委員会に提出しなければなりません。推薦届出者が出納責任者を解任した場合には、さらに候補者の承諾書を提出しなければなりません。

〔公職選挙法182条関係〕

▶ 出納責任者が死亡や病気で長期入院して職務が遂行できない場合などには、公職の候補者が代わって出納責任者の職務を行うか、または職務代行者を選任しなければなりません。

〔公職選挙法183条関係〕

▶ 選任届や異動届は、持参した場合とポストに投函した場合には、選挙管理委員会が受理したときに届出があったことになります。日本郵便株式会社（郵便局）の窓口差し出す場合には、引受時刻証明の取扱いを受けていれば、そのときに届出があったとみなされます。

〔公職選挙法183条の2関係〕

ポイント

罰則▶P186

▶ 出納責任者は、会計帳簿を作成し、選挙運動に関するすべての寄附・収入・支出を、会計帳簿に記載しなければなりません。立候補準備のために支出したもので、候補者や後に出納責任者となった人が支出した分などについては、選挙運動費用となるため、出納責任者は、就任後すぐにその分の支出を会計帳簿に記載しなければなりません。
〔公職選挙法187条関係〕

▶ 出納責任者または出納責任者から文書による承諾を得た者以外は、選挙運動に関する支出をすることはできません。ただし、立候補準備行為、電話またはインターネット等による選挙運動に要する支出は、第三者も出納責任者の承諾なく行うことができます。
〔公職選挙法187条関係〕

▶ 出納責任者以外の人が選挙運動のための寄附を受けたときは、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者から提出を求められたときはすぐに）、寄附者の氏名・住所・職業・金額・年月日を書いた明細書を、出納責任者に提出しなければなりません。出納責任者は、この明細書を受け取って保存するとともに、提出のないときは提出を求めなければなりません。
〔公職選挙法186条関係〕

▶ 出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出金額・年月日・目的を書いた領収書を徴収しなければなりません。ただし、自動券売機で購入した乗車券などのように通常は領収書を発行しないような場合には、例外的に領収書を徴収しなくてもかまいませんが、その場合には、その旨、金額、年月日、目的を記載した書面を選挙運動費用収支報告書に添付して提出しなければなりません。

候補者や出納責任者と意思を通じて支出した人は、領収書を徴収したら、すぐに出納責任者に渡さなければなりません。

〔公職選挙法188条関係〕

ケース解説

▶ **候補者が出納責任者選任届を提出する前に寄附を受けてよい**か
候補者だけでなく、推薦届出者や選挙運動員についても、出納責任者の選任届や異動届の提出をしたかしないかにかかわらず、寄附を受けることはできます。
ただし、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者から提出を求められたときはすぐに）、出納責任者に明細書を提出しなければなりません。

出納責任者選任届【様式と記載例】

出納責任者選任届

候補者氏名	出納責任者			
	選任年月日	職業	住所	氏名
甲 山 乙 夫	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	会 社 員	山 川 県 山 川 市 東 山 町 二 丁 目 二 番 三 号 (電話) ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○	月 山 一 郎

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日執行の 山 川 市 議 会 議 員 選 挙 における出納責任者を右のとおり選任しましたから届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

選任者

住 所 山 川 県 山 川 市 甲 町 二 丁 目 二 番 三 号

電 話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

氏 名 甲 山 乙 夫



山 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 ○ ○ ○ ○ 殿

〔記載上の注意〕

- 1 推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、候補者の承諾書を添付すること。
- 2 推薦届出者が数人あつたときは、その代表者たることを証する書面を添付すること。

出納責任者異動届【様式と記載例】

出納責任者異動届

区分	出納責任者	住	所	職	業	生	年	月	日	選任（異動）	年	月	日
新	海川次郎	山	川	県	山	川	市	西	海	町	二	丁	目
旧	月山一郎	山	川	県	山	川	市	東	山	町	二	丁	目
		番	三	号	会	社	員						
		昭	和	〇	年	〇	月	〇	日				
		令	和	〇	年	〇	月	〇	日				

令和〇年〇月〇日執行の山川市議会議員選挙における出納責任者を右のとおり異動しましたから届出をします。

令和〇年〇月〇日

選任者

住 所 山 川 県 山 川 市 甲 町 一 丁 目 二 番 三 号 電 話 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 〇

氏 名 甲 山 乙 夫

印

山 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 〇 〇 〇 〇 殿

(記載上の注意)
1 解任又は辞任による場合は、解任又は辞任の通知があったことを証する書面を添付すること。
2 推薦届出者が出納責任者を解任した場合は新たに
出納責任者を選任した場合には、併せて解任又は選任に関する候補者の承諾書を添付すること。

投票に関する罪

投票の秘密侵害罪

要件

▶ 選挙事務関係者、立会人、監視者などが、選挙人が投票した候補者の氏名を表示すること(その表示した氏名が虚偽である場合も含む)。

罰則

2年以下の禁錮、または30万円以下の罰金

〔公職選挙法227条関係〕

投票干渉罪・氏名等認知罪

要件

▶ 投票所や開票所において、正当な理由がなく選挙人の投票を指示したり、勧誘したりするなど、投票に干渉すること。あるいは、候補者の氏名を認知する方法を行うこと。

罰則

1年以下の禁錮、または30万円以下の罰金

〔公職選挙法228条①関係〕

投票箱開披・投票取出罪

要件

▶ 投票箱閉鎖後は、開票管理者が所定の手続きによってこれを開く以外には、いかなる者も開くことができないという規定を無視して、投票箱を開いたり、投票箱から投票を取り出したりすること。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法228条②関係〕

選挙人の虚偽宣言罪

要件

- ▶ 投票管理者は、投票しようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、本人である旨を宣言させなければならないが、この場合に虚偽の宣言をすること。

罰則

20万円以下の罰金

〔公職選挙法236条③関係〕

不正投票罪

要件

- ▶ 選挙人でない者が投票をすること。あるいは、氏名を偽ったり、その他詐偽の方法で投票したり、投票しようとする事。

解説

選挙人でない者が投票する場合と、詐偽の方法で投票する場合とでは、量刑が異なります。

罰則

1年以下の禁錮、または30万円以下の罰金（非選挙人）
2年以下の禁錮、または30万円以下の罰金（詐偽投票）

〔公職選挙法237条①②関係〕

投票偽造・増減罪

要件

- ▶ 投票用紙を偽造したり、投票数を増減したりすること。

解説

選挙事務関係者、立会人、監視者などが本罪を犯した場合には、刑が加重されます。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金
5年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金
（選挙事務関係者などの場合）

〔公職選挙法237条③④関係〕